

新ひだか町産後ケア事業のご案内

新ひだか町では、産後の身体の回復と心の安定が促されるよう、町が委託する医療機関（以下「実施機関」）で行う産後ケア事業（乳房マッサージや授乳・子育て相談）の費用を助成します。

1. 対象者 新ひだか町に住民票がある産後1年未満の産婦さん及び赤ちゃんで、次に該当する方。ただし、医療行為を必要とする場合は除きます。
- 1) 産後の身体や心の回復について不安がある方
 - 2) 赤ちゃんの発育、発達、育児等について不安がある方
- ※これまで産後ケア事業を1度利用したことがある方は、再度対象になりません。

2. 実施機関 新ひだか町立静内病院 助産師外来

3. 事業の内容
- (1) 産婦さんの乳房マッサージ
 - (2) 産後の心身の疲れや回復に関する相談
 - (3) 気持ちの落ち込みや不安に関する相談
 - (4) 授乳、抱っこ、泣きの対応などに関する相談
 - (5) 赤ちゃんの発育や発達に関する相談



4. 回数・料金 対象者1人につき1回、無料で受けられます。

5. 利用までの流れ ① 下記の申請窓口、または電話で申請してください。

申請窓口

新ひだか町保健福祉センター（新ひだか町静内緑町4丁目5番1号）
三石庁舎地域振興課（新ひだか町三石本町212番地）

申請に必要なもの

- ① 新ひだか町産後ケア事業利用申請書（申請窓口にあります）
 - ② 母子健康手帳
- ② 申請内容を確認のうえ、「新ひだか町産後ケア事業利用票（以下「利用票）」を交付します。
- ③ 新ひだか町立静内病院（TEL 0146-42-0181）に直接連絡をとり、予約してください。
- 利用する際は、利用票と母子健康手帳を一緒に提出してください。

問合せ先：新ひだか町保健福祉センター TEL 0146-42-1287